

**「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)等」における
意見募集時の案と公布された政令等との差異について**

意見募集時の案からの差異は以下の通りです（技術的な修正や表記方法の適正化を含みます）。

（傍線の部分が差異の箇所。該当箇所のみ抜粋）

政令等：指定業種告示①	
意見募集時の案	公布された政令等
別表第一 一 <u>〔略〕</u> 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに <u>限る。</u> ）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類 E—製造業 九 <u>〔略〕</u> 十 <u>〔略〕</u> 十二 細分類三九二—情報処理サービス業であって、 <u>以下のいずれかに該当するサービス</u> （これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九—受託開発ソフトウェア業、細分類三九—組込みソフトウェア業若しくは細分類三九—パッケージソフトウェア業に属する事業 十四 次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のもの	別表第一 一 <u>次に掲げる物の大分類 E—製造業</u> 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十八条第一項に規定する重要供給確保医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに <u>限る。以下同じ。</u> ）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類 E—製造業 九 <u>次に掲げる物の大分類 E—製造業</u> 十 <u>船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類 E—製造業</u> 十二 細分類三九二—情報処理サービス業であって、 <u>次のいずれかに該当するサービス</u> （これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九—受託開発ソフトウェア業、細分類三九—組込みソフトウェア業若しくは細分類三九—パッケージソフトウェア業に属する事業 十四 次のイ又はロに掲げる発電等用電気工作物（出力五万キロワット未満のもの

に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（同法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる設備 十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業 イ 特定重要設備（<u>同項に規定する特定重要設備をいう。ハにおいて同じ。</u>） ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又は<u>プログラム（同法第五十二条第二項第二号ハに規定する主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。）</u> ハ 特定重要設備の重要維持管理等（<u>同条第一項に規定する重要維持管理等をいう。</u>）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。） 十七 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、<u>以下のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業</u> 十八 特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計	に限る。)の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）に該当する発電等用電気工作物 当該発電等用電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる設備 十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、以下のいずれかを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業 イ 特定重要設備（<u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。</u>） ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又は<u>プログラム</u> ハ 特定重要設備の重要維持管理等（<u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。以下このハにおいて同じ。</u>）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。） 十七 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、<u>次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業、細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一―情報処理サービス業</u> 十八 特定重要物資（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条に規定する特定重要物資をいう。以下同じ。）又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計
--	---

又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ホ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、<u>素材</u> 十九 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア</u>又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ニ 車載用<u>又は</u>定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置 二十四 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア</u>又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 二十五 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア</u>又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 二十六 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類	又は製造のために専ら設計されたプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの設計若しくは製造に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ホ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品<u>又は</u>素材 十九 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア</u>業又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 ニ 車載用若しくは定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池又はその製造に使用するために特に設計した装置 二十四 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第十八号イからチまで若しくは第十九号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄に係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又はサプライチェーンの脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア業</u>又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 二十五 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―<u>パッケージソフトウェア業</u>又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業 二十六 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類
--	---

三九一―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。））に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

二十七 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する以下のいずれかの技術を保有する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア又は細分類三九一―情報処理サービス業

イ 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

三九一―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。））に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する割合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

二十七 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア又は細分類三九一―情報処理サービス業

イ 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（以下「機械学習アルゴリズム」という。）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用（機械学習アルゴリズムの実現を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）の効率化に係るプログラムに係るもの

ロ 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化・促進するためのプログラム（機械学習アルゴリズムへの入力及び実現に係る研究開発活動の直接効率化・促進を主たる目的としていることが明らかなものに限る。）に係るもの

ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの 二十八 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する<u>法律2条1項</u>の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一―パッケージソフトウェア又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 二十九 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む）した<u>地理空間情報</u>を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる<u>情報処理サービス業</u> 三十 <u>以下</u>のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 （注） ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）に<u>あつては</u>、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを<u>提供するものを提供するものを除く。</u>）を除く。	ハ 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係るもののうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの 二十八 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する<u>法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項</u>の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一―<u>パッケージソフトウェア業</u>又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 二十九 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む）した<u>地理空間情報等</u>を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる<u>情報処理サービス業</u> 三十 <u>次</u>のいずれかに該当するサービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 （注） ソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）に<u>あつては</u>、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを<u>提供するものを除く。</u>）を除く。 <u>備考</u> この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。
---	---

政令等：指定業種告示①別表第二・別表第三

意見募集時の案					公布された政令等				
別表第二					別表第二				
大分類	小分類	細分類		摘要	大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名				番号	項目名	
農業、林業	〔略〕 畜産農業	〔略〕	〔略〕	ただし、愛がん 用動物に係るも のを除く	農業、林業	〔略〕 畜産農業	〔略〕	〔略〕	ただし、愛がん 用動物に係るも のを除く
		〔略〕	〔略〕				〔略〕	〔略〕	
		0125	畜産類似業				0125	畜産類似業	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	〔略〕	
		〔略〕	〔略〕				〔略〕	〔略〕	
〔略〕 製造業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕 製造業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	その他の電 子部品・デ バイス・電 子回路製造 業	2899	その他の電子部品・デバイ ス・電子回路製造業			その他の電 子部品・デ バイス・電 子回路製造 業	2899	その他の電子部品・デバイ ス・電子回路製造業	
				ただし、S A W （弾性表面波） フィルタ、B A W（バルク弾性 波）フィルタ、水 晶振動子、水晶 共振子、水晶発 振子又は巨大磁 気抵抗効果若し くはトンネル磁 気抵抗効果を利用する磁気セン					ただし、S A W （弾性表面波） フィルタ、B A W（バルク弾性 波）フィルタ、水 晶振動子、水晶 共振子、水晶発 振子又は巨大磁 気抵抗効果若し くはトンネル磁 気抵抗効果を利用する磁気セン

[略] 情報通信業	[略]	[略]	[略]	サーの製造業に限る	[略] 情報通信業	[略]	[略]	[略]	サーの製造業に限る				
	[略]	[略]	[略]	[略]					[略]				
	[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>									
	[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>									
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]					[削る。]				
		[削る。]	[削る。]	[削る。]					[削る。]				
		[削る。]	[削る。]	[削る。]					[削る。]				
		[削る。]	[削る。]	[削る。]					[削る。]				
	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]					[削る。]				
インターネット 随付サービス業	インターネット 随付サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運 業	ただし、電気通 信事業法第九条 の登録を受ける べき電気通信事 業に限る。	インターネット 随付サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運 業	ただし、電気通 信事業法第九条 の登録を受ける べき電気通信事 業に限る。					
		4012	アプリケーション・サービ ス・コンテンツ・プロバイダ						※				
		4013	インターネット利用サポー ト業										
		<u>[略]</u>	<u>[略]</u>										

	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>						
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同法第二条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略]	[略]	[略]	ただし、S A W（弾性表面波） フィルタ、B A W（バルク弾性波） フィルタ、水晶振動子、水晶
	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[削る。]

※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社若しくは当該親会社の同条第三号に規定する子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）を除く。

備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
[略] 製造業	[略]	[略]	[略]	ただし、S A W（弾性表面波） フィルタ、B A W（バルク弾性波） フィルタ、水晶振動子、水晶
	[略] その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	

				共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業を除く [略]					共振子、水晶発振子又は巨大磁気抵抗効果若しくはトンネル磁気抵抗効果を利用する磁気センサーの製造業を除く [略]
	[略] <u>船舶製造・修理業、船用機関製造業</u>	[略] <u>[略]</u>	[略] <u>[略]</u>			[略]	[略]	[略]	
		<u>3132</u>	<u>船体ブロック製造業</u>	<u>ただし、総トン数百九十トン以上の船舶（船体ブロックを含む。）を構成する部品に係るものを除く</u>					
	[略]	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]					
情報通信業	[業] ソフトウェア	[業] 3911	[業] 受託開発ソフトウェア業	※1		情報通信業	[略] ソフトウェア	[略] 3911	受託開発ソフトウェア業
									<u>[削る。]</u>

[略] サービス業 (他に分類 されないも の)	ア業	3912	組込みソフトウェア業	※1	[略]	ア業	3912	組込みソフトウェア業	<u>[削る。]</u>
		3913	パッケージソフトウェア業	※1			3913	パッケージソフトウェア業	<u>[削る。]</u>
		3914	ゲームソフトウェア業				3914	ゲームソフトウェア業	<u>[削る。]</u>
	情報処理・ 提供サービ ス業	3921	情報処理サービス業	※1		情報処理・ 提供サービ ス業	3921	情報処理サービス業	<u>[削る。]</u>
		[略]	[略]				[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	<u>[略]</u>		[略]	[略]	[略]	
						<u>インター ネット附随 サービス業</u>	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>
							4013	<u>インターネット利用サポー ト業</u>	※
						<u>[略]</u>	<u>[略]</u>	<u>[略]</u>	
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
[略] サービス業 (他に分類 されないも の)					[略]				
[略] サービス業 (他に分類 されないも の)	他に分類さ れない事業 サービス業	[略]	[略]		[略]	他に分類さ れない事業 サービス業	[略]	[略]	
		9299	他に分類されないその他の 事業サービス業	ただし、液化石 油ガス（L P G）			9299	他に分類されないその他の 事業サービス業	ただし、液化石 油ガス（L P G）

				充てん業及び液化石油ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを除く					充てん業及び液化石油ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを除く
	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	

※1 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 別表第一に掲げるインターネット利用サポート業を除き、対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※2において同じ。）に属する事業以外にあつて、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

[削る。]

※ 対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げる業種に該当するインターネット附随サービス業（インターネット利用サポート業に限る。以下この※において同じ。）に属する事業以外であつて、別表第三事業に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット附随サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のものから委託を受けてインターネット附随サービス業を提供するものを除く。）に限る。

備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。

政令等：指定業種告示②

意見募集時の案

公布された政令等

別表 一 <u>〔略〕</u> ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） 八 細分類四〇一三一インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当するインターネット利用サポート業に属する事業以外に<u>あつては</u>、対内直接投資等に関する命令第三条<u>第三項</u>の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。） 十 <u>車載用（駆動用動力源としての用途に限る。以下同じ。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置</u> 十一 <u>〔略〕</u> <u>〔ホ・へ 略〕</u>	別表 一 <u>次に掲げる物の大分類E—製造業</u> ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。以下同じ。）を含む。） 八 細分類四〇一三一インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当するインターネット利用サポート業に属する事業以外に<u>あつては</u>、対内直接投資等に関する命令第三条<u>第四項</u>の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。<u>以下同じ。</u>）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。）から委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。） 十 <u>〔略〕</u> 十一 <u>次に掲げる物の大分類E—製造業</u> ホ <u>〔略〕</u> へ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号及び第四十七号において「薬機法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（薬機法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・</u>
---	---

十二 <u>〔略〕</u> 三十四 細分類二九五―蓄電池製造業（<u>車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。</u>） 三十九 <u>〔略〕</u> 四十 細分類三九二―情報処理サービス業であって、<u>以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九―受託開発ソフトウェア業、細分類三九―組込みソフトウェア業、細分類三九―パッケージソフトウェア業に属する事業</u> 四十二 次のイ又はロに掲げる発電等電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロに規定する発電等電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九―受託開発ソフトウェア業、細分類三九―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 イ 事業用電気工作物（<u>電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）</u>（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等電気工作物 当該発電等電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。） ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（<u>同法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）</u>に該当する発電等電気工作物 当該発電等電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる機器	<u>スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物</u> 十二 <u>船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業</u> 三十四 細分類二九五―蓄電池製造業（<u>車載用又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。</u>） 三十九 細分類五五九二―肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。） 四十 細分類三九二―情報処理サービス業であって、<u>次のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九―受託開発ソフトウェア業、細分類三九―組込みソフトウェア業、細分類三九―パッケージソフトウェア業に属する事業</u> 四十二 次のイ又はロに掲げる発電等電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号ロに規定する発電等電気工作物をいう。出力五万キロワット未満のものに限る。）の区分に応じ、それぞれ次に定めるシステム又は設備のために特に設計したプログラムに係る細分類三九―受託開発ソフトウェア業、細分類三九―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九―パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム又は機器のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二―情報処理サービス業 イ 事業用電気工作物（<u>電気事業法第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）</u>（小規模事業用電気工作物（同条第三項に規定する小規模事業用電気工作物をいう。ロにおいて同じ。）を除く。）に該当する発電等電気工作物 当該発電等電気工作物を監視又は制御する機能を有するシステム（これらのシステムに付随するネットワークを含む。） ロ 事業用電気工作物（小規模事業用電気工作物に限る。）又は一般用電気工作物（<u>電気事業法第三十八条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）</u>に該当する発電等電気工作物 当該発電等電気工作物（再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）に該当するものに限る。）が採用する通信機能を有する制御システムのうち、インターネットプロトコルを用いる機器
---	---

四十三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、<u>以下のいずれかを提供する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一情報処理サービス業</u> イ 特定重要設備（<u>同項に規定する特定重要設備をいう。ハにおいて同じ。</u>） ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム（<u>同法第五十二条第二項第二号ハに規定する主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムをいう。</u>） ハ 特定重要設備の重要維持管理等（<u>同条第一項に規定する重要維持管理等をいう。</u>）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。） 四十五 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、<u>以下のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一情報処理サービス業</u> 四十七 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一情報処理サービス業 ト <u>高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品</u> 四十八 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムは除く。）を作成	四十三 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者に対し、<u>次のいずれかを提供する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一情報処理サービス業</u> イ 特定重要設備（<u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項に規定する特定重要設備をいう。ロ及びハにおいて同じ。</u>） ロ 特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラム ハ 特定重要設備の重要維持管理等（<u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十二条第一項に規定する重要維持管理等をいう。</u>）に係るサービス（特定重要設備の重要維持管理等の再委託を受けたものが提供するサービスを含む。） 四十五 クラウドサービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）に用いるものであって、<u>次のいずれかに該当する技術を保有する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一情報処理サービス業</u> 四十七 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、次に掲げる物の設計、製造又は使用のために専ら設計されたプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア又はこれらの設計、製造若しくは使用に係る情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一情報処理サービス業 ト <u>薬機法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（薬機法第二十三条の二の五第一項の承認又は薬機法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品</u> 四十八 集積回路又は半導体素子を動作させ、これらの機能を実現するために特に設計したプログラム（集積回路又は半導体素子を利用した製品（パーソナルコンピュータ又は通信機器を含む。）を動作させるためのプログラムを除く。）を作成
--	---

する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十二 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」という。）

する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの用に専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十二 特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器若しくは装置等のうち、第四十六号イからチまで若しくは第四十七号イからリまでに掲げる物、集積回路、半導体素子、武器、電動機、発電機若しくは医療用機械器具に用いる永久磁石若しくはその製造に使用するために特に設計した素材、可燃性天然ガス、金属鉱物又は金属鉱産物の調達、在庫又は備蓄その他のサプライチェーンに係る情報を扱い、これらの物のサプライチェーンを可視化し、又は脆弱性を分析するためのプログラムに係る細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十三 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密として管理される非公開の技術情報を扱うために特に設計されたプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業

五十四 百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。）を扱うために特に設計したプログラムを提供する細分類三九一一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二―組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三―パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一―情報処理サービス業（個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第一条に掲げるもの又は同令第二条各号に掲げる事項を内容とする記述等が含まれるものにあつては、銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、銀行持株会社（同条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、保険持株会社（同条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。）であつて第一種金融商品取引業（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）若しくは投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。）を行うもの若しくは指定親会社（同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。）（以下これらのものをこの号において「指定金融機関」とい

又は指定金融機関の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

五十五 人工知能及び先端的なロボット関連技術 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する以下のいずれかの技術を保有する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア又は細分類三九二一情報処理サービス業

五十六 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律2条1項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一情報処理サービス業

五十七 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む）した地理空間情報を利用するものに限る）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス業

（注） ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財

う。）又は指定金融機関の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）が、指定金融機関等（指定金融機関又はその関係会社をいう。以下この号において同じ。）に対して提供する場合又は法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が一定以下とされている指定金融機関等が当該一定割合以下で当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合若しくは法令に基づき指定金融機関等以外のものに対して提供する場合が定められていない指定金融機関等が主として当該指定金融機関等に提供しつつ当該指定金融機関等以外のものに対して提供する場合に係るものを除く。）

五十五 人工知能及び先端的なロボット関連技術、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する次のいずれかの技術を保有する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業又は細分類三九二一情報処理サービス業

五十六 行政機関（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第二条第一項の行政機関に限る。）による利用のために特に設計したシステム又はサービス（当該行政機関により入力された情報を自己又は第三者が取得するものに限る。）のために特に設計されたプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業若しくは細分類三九一三パッケージソフトウェア業又はこれらのシステム若しくはサービスのために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一情報処理サービス業

五十七 地理空間情報又は地図情報（宇宙空間を含み、以下「地理空間情報等」という。）を扱うシステム又はサービス（自ら収集（測量又は調査を含む。）した地理空間情報等を利用するものに限る。）のために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービスを提供する細分類三九二一情報処理サービス業

（注） ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件に掲げるこれらの業種に属する事業に該当しないものに限る。）にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第三に掲げる業種に属する事業（以下「別表第三事業」という。）に付

務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号)別表第三に掲げる業種に属する事業(以下「別表第三事業」という。)に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。)若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの(当該事業を営む会社の他のもの(当該会社の関係会社(会社計算規則第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。)のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。)から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。) 備考 [略]	随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社若しくは当該親会社の子会社のうち別表第三事業のみを営むもののために実施するもの(当該事業を営む会社の他のもの(当該会社の関係会社のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該事業を営む会社と同じ別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下同じ。)から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及びインターネット利用サポート業を提供するものを除く。) 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)の分類表に従っている。
政令等：コア業種告示①	
意見募集時の案 別表 九 [略] 十 [略] [三十四・三十五 略] 三十六 [略] 三十七 [略] 四十二 [略] 備考 [略]	公布された政令等 別表 九 次に掲げる物の大分類E一製造業 十 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E一製造業 [三十四～三十七 略] 四十二 細分類三九二一情報処理サービス業又は細分類四〇一三一インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス(これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。)のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二組込みソフトウェア業、細分類三九一三パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業 備考 この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号(統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件)の分類表に従っている。
政令等：コア業種告示②	

意見募集時の案	公布された政令等
別表 八 <u>〔略〕</u> 九 <u>〔略〕</u> 三十九 <u>〔略〕</u> 備考 <u>〔略〕</u>	別表 八 <u>次に掲げる物の大分類E―製造業</u> 九 <u>船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業</u> 三十九 <u>細分類三九二―情報処理サービス業又は細分類四〇一―インターネット利用サポート業であって、以下のいずれかに該当するサービス（これらのサービスを包含する複合的なサービスを含む。）のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する事業又はこれらの事業のために特に設計したプログラムに係る細分類三九一―受託開発ソフトウェア業、細分類三九一―組込みソフトウェア業、細分類三九一―パッケージソフトウェア業若しくはインターネット利用サポート業に属する事業</u> 備考 <u>この表は、令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）の分類表に従っている。</u>
政令等：基準告示①	
意見募集時の案	公布された政令等
（定義） 第一条 <u>〔略〕</u> 五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第五項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業又は対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）第二条に規定する法人が営む同告示第一条に規定する技術若しくは情報に係る事業をいう。 <u>〔六・七 略〕</u>	（定義） 第一条 <u>この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> 五 対象事業 対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第一及び第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）に属する事業をいう。 六 対象技術等 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務

八 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第六項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むものをいう。 <u>〔九～十一 略〕</u> 十二 特定業種 令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。 十三 特定法人 令第三条の二第三項第三号に規定する特定法人をいう。 （対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準） 第二条 <u>〔略〕</u> 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項<u>第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業に係るものに限る。）</u>を発行会社の株主総会に提案してはならない。 三 <u>〔略〕</u> 四 外国投資家は、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定法人として営む対象事業に	省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 号）に規定する技術又は情報 七 <u>〔略〕</u> 八 特定親会社 上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 九 発行会社等 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第三条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの又は対象技術等を保有するものをいう。 十 秘密技術関連情報 発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 <u>〔十一・十二 略〕</u> 十三 特定業種 令第三条の二第三項第三号に規定する特定業種をいう。 十四 特定技術等 命令第三条の二第四項に規定する特定技術等をいう。 （対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準） 第二条 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行った法第二十七条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項<u>第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（対象事業又は対象技術等に係る事業に係るものに限る。）</u>を発行会社の株主総会に提案してはならない。 三 外国投資家は、対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行つてはならない。 <u>〔イ～ハ 略〕</u> 四 外国投資家は、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は特定技術等に関し、当該発行会
--	---

関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。 五 命令第三条の二第六項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は<u>特定法人</u>として営む対象事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。 六 命令第三条の二第六項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は<u>特定法人</u>として営む対象事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。 （対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外） 第三条 <u>〔略〕</u> 二 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項<u>第二号から第四号</u>まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る<u>内容又は中止</u>を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号	社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案してはならない。 五 命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は<u>特定技術等</u>に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。 六 命令第三条の二第五項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第三項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業又は<u>特定技術等</u>に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により命令第二条第三項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させてはならず、又は発行会社等の役員若しくは使用人その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘を行ってはならない。 （対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例外） 第三条 <u>次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。</u> 二 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに行った直近の対内直接投資等の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に行う令第二条第十一項<u>第二号から第四号</u>までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る<u>内容の変更又は中止</u>を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号
政令等：基準告示②	
意見募集時の案	公布された政令等

(定義) 第一条 <u>〔略〕</u> 〔一～四 略〕 <u>五 特定対象事業</u> 対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号）別表に掲げる業種に属する事業又は対内内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）第二条に規定する法人が営む同告示第一条に規定する技術若しくは情報に係る事業をいう。 <u>〔六・七 略〕</u> <u>八 発行会社等</u> 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第五項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むものをいう。 <u>〔九～十二 略〕</u> （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 〔一～五 略〕 <u>六 特定対象技術等</u> 対内直接投資等に関する命令第三条第二項及び第六項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（令和八年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）に規定する技術又は情報 七 <u>〔略〕</u> <u>八 特定親会社</u> 上場会社等又は上場会社等以外の会社（以下「発行会社」という。）の子会社であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するもの（以下「特定子会社」という。）の親会社（発行会社を除く。）をいう。 <u>九 発行会社等</u> 発行会社、特定子会社、特定親会社又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）（以下「命令」という。）第四条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であって特定対象事業を営むもの又は特定対象技術等を保有するものをいう。 <u>十 秘密技術関連情報</u> 発行会社等の特定対象事業を営む部門において秘密として管理されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他特定対象事業に係る技術又はシステムに関連する情報及び非公開の特定対象技術等（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいう。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）をいう。 <u>〔十一～十三 略〕</u> （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準）
--	---

第二条 <u>〔略〕</u> 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（<u>特定対象事業に係るものに限る。</u>）を発行会社の株主総会に提案してはならない。 三 <u>〔略〕</u> （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外） 第三条 <u>〔略〕</u> 二 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に、行いう令第二条第十一項第二号から第四号まで及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号	第二条 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った法第二十八条の二第一項に規定する外国投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。 二 外国投資家は、自ら又は他の株主を通じて令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案（<u>特定対象事業又は特定対象技術等に係る事業に係るものに限る。</u>）を発行会社の株主総会に提案してはならない。 三 外国投資家は、<u>特定対象事業に係る非公開の技術情報又は非公開の特定対象技術等の取得その他の当該技術情報又は当該特定対象技術等の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行ってはならない。</u> <u>〔イ～ハ 略〕</u> （特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準の例外） 第三条 <u>次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。</u> 二 法第二十八条の二第一項の規定により法第二十八条第一項の規定による届出をせずに行った直近の特定取得の後に生じた事由により、法第二十七条第一項の規定による届出をして対内直接投資等を行ってはならない期間が満了した後に、行いう令第二条第十一項第二号から第四号までに掲げる議案及び命令第二条第四項各号に掲げる議案に係る法第二十六条第二項第五号に掲げる同意に係るもの（当該届出に関し法第二十七条第十項の規定に基づき当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命じられていないものであって、当該届出に関し虚偽の届出でないものに限る。）を行う場合 前条第二号
政令等：新告示（技術・情報）	
意見募集時の案	公布された政令等
第一条 <u>対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第三条第二項及び第七項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報は、次に掲げる技術又は情報とする。</u> 一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造及び使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。） 二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的	一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。） 二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造又は使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象

とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する<u>重要管理対象技術</u> <u>第二条 対内直接投資等に関する命令第三条第三項及び第八項、第三条の二第五項、第四条第四項並びに第四条の三第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人は、前条各号に掲げる技術を保有する法人とする。</u> 附則 （適用期日） 1 この告示は、<u>令和九年一月一日</u>から適用する。 （経過措置） 2 この告示は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等及び新法第二十八条に規定する特定取得について適用する。	技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する<u>重要管理対象技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）</u> 附則 （適用期日） 1 この告示は、<u>令和九年一月四日</u>から適用する。 （経過措置） 2 この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律<u>第三十号</u>）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等及び新法第二十八条に規定する特定取得について適用する。
政令等：新告示（特定技術）	
意見募集時の案	公布された政令等
一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造<u>及び</u>使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに<u>掲げる取引</u>のいずれかに該当する取引に係るものを除く。） 二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる<u>技術</u>のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（<u>貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項各号（第七号及び第八号を除く。）</u>）に<u>掲げる取引</u>のいずれかに該当する取引に係るものを除く。） 附則 （適用期日） 1 この告示は、<u>令和九年一月一日</u>から適用する。 （経過措置） 2 この告示は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和	一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造<u>又は</u>使用に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに<u>規定する技術</u>のいずれかに該当するものを除く。） 二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる設計、製造<u>又は</u>使用に係る技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十条第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術（<u>公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術</u>のいずれかに該当するものを除く。） 附則 （適用期日） 1 この告示は、<u>令和九年一月四日</u>から適用する。 （経過措置） 2 この告示は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律<u>第三十号</u>）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新

二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。) 第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの及び新法第二十八条に規定する特定取得に相当するものについて適用する。	法」という。) 第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの及び新法第二十八条に規定する特定取得に相当するものについて適用する。
--	--